

鴨川市不当要求行為等の防止に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第24号

鴨川市不当要求行為等の防止に関する要綱の一部を改正する訓令

鴨川市不当要求行為等の防止に関する要綱（平成17年鴨川市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「企画総務部長、市民福祉部長、建設経済部長及び教育次長」を「総務担当参事及び建設経済担当参事」に、「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

第8条中「企画総務部総務課」を「総務課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。